第2次鉾田市行政改革大綱

【平成 26 年度~30 年度】



茨城県鉾田市 平成25年8月

目 次

I 鉾田市の行政改革の基本的な考え方	1
1 これまでの取り組み (第1次行政改革の概要) と行政改革の必要性	1
2 計画期間	2
3 行動計画の策定	2
4 数値目標	2
5 計画の推進体制と公表	2
Ⅱ 基本理念	3
「市民満足度を重視した効率的・効果的な行政運営」	
Ⅲ 基本方針及びキーワード	3
方針1 「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進	
方針2 地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革	
方針3 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働	
方針4 質の高い市民サービスの提供	
■ 7 /ニュレコレーサー 上、4回 の サインド・7万 ロ	
IV 行政改革大綱の推進項目	4
方針 1 「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進	4
(1)事務事業の効率化	
(2) 財政運営の改善・効率化	
(3)公共施設の効率的な設置・運営	
方針 2 地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革	5
(1) 住民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	
(2) 人材育成と効果的な人事システムの構築	
方針 3 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働	6
(1) 協働のまちづくりの推進	
方針 4 質の高い市民サービスの提供	6
(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供	
(2) 行政運営機能の向上	
※用語解説	7

I 鉾田市の行政改革の基本的な考え方

1 これまでの取組と行政改革の必要性

本市は、これまで独自の行政、歴史・文化を歩んできた旧三町村が、住民サービスの維持・向上、行財政の効率化を図りながら、これからの地方分権(*1)型社会を生き抜くために、いかに行政基盤の強化を図っていくか、その手段として最大効果の行政改革と言われる市町村合併を選択し、平成17年10月、新市鉾田市としてスタートしました。

しかし、合併の効果はすぐには現れるものではなく、本市の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くことが予想されたことから、「新市まちづくり計画」に掲げるまちづくり「いのちとくらしの先進都市」を実現するために、合併による特例措置や合併補助金等の支援制度を有効に活用しながら、常に新しい視点に立って不断に行政改革に取り組んでいく必要があるとの観点から平成 18 年 3 月「鉾田市行政改革大綱」を策定するとともに、同大綱の推進項目を着実に推進するため、集中改革プランを策定して取り組んできたところです。

その推進にあたっては、庁内の「鉾田市行政改革推進本部」が主体となり、大綱の着実な推進を図ってきました。また、必要に応じ市議会での説明をするとともに市の広報紙やホームページ等を通じて市民に公表し、計画の実効性及び透明性を確保しながら取り組んできました。

これまで、同大綱の4つの方針(「方針1 スリムで質の高い行政運営システムの構築」「方針2 自立性が発揮できる行政体制の確立」「方針3 地域との協働によるまちづくりの推進」「方針4 分権型社会に対応した経営・財政運営の推進」)に基づく推進項目の実施により、定員の削減目標を達成するなど、一定の成果を挙げるとともに、こうした取り組みの中で、徐々にではありますが、コスト意識に対する職員の意識改革が図られ、市民の視点に立った行政サービスへの転換が進みつつあります。

本市は、これまでの行政改革大綱の成果を踏まえ、総合計画に掲げられた施策の 具現化を図るため、引き続き、市政運営全般の「説明責任(*2)」を果たすことによ り「透明性」「公平性」を確保しながら、市民と行政の協働(*3)を築き、市民ニー ズや地域課題を発掘・発見し、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決 に結びつけていくとともに、政策の「選択」と経営資源の「集中」の理念に基づき、 必要とされる行政サービスを選択して提供していくことで、強固な財政基盤を確立 していかなければなりません。 このため、平成 22 年度をもって終了した「第1次行政改革大綱」を更に推進するため、平成 23 年度より「第2次鉾田市行政改革大綱」を策定し、なお一層の推進をはかる予定でありました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、多くの建物や公共施設が被害にあい、その救援活動や災害対応に追われたことに加え、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染等による影響から、その策定が遅れたため、平成 23 年度からの 3 年間は第1次大綱の内容を継承し災害対策と並行して取り組んだところです。

よって、「第2次鉾田市行政改革大綱」は、平成26年度から5年間の計画として、 これまで以上の危機意識と改革意欲のもとに更なる改革を戦略的に推進し、地方分 権型社会にふさわしい行財政改革に取り組んでまいることといたします。

2 計画期間

この大綱の計画期間は、平成 26 年度(2014 年度)から平成 30 年度(2018 年度)までの 5 年間とします。ただし、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で見直しを図るものとします。

3 行動計画の策定

この大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進するため、行動計画(行政改革推進プラン)を策定します。

4 数値目標

行政改革を着実に推進するためには、定量的な目標を設定することが重要です。 このため数値目標として設定することが可能な項目については、できる限り行動計 画において設定します。

5 計画の推進体制と公表

市議会をはじめ、広く市民の理解と協力のもとに、この大綱及び行動計画に基づく行政改革を着実に推進するため、行政改革の推進状況や成果について、庁内の「鉾田市行政改革推進本部」が取りまとめ民間有識者等の委員で構成する「鉾田市行政改革推進委員会」に適時報告し、さまざまな立場と観点から意見を求めるとともに、

市の広報紙やホームページ等を通じて公表し、計画の実効性及び行政の透明性を確保します。

Ⅱ 基本理念

これからの地方分権型社会にふさわしい自立した自治体として、市民の満足度を 高め、個性的で魅力的なまちづくりを戦略的に推進していくためには、財政の健全 性を維持しつつ、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら、連携と協力を 進めていくシステムの構築が必要です。

このような観点から、市政を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、時代にふさわ しい効率的で質の高い市政の実現を図るため、この大綱では、「市民満足度を重視 した効率的・効果的な行政運営」を基本理念とします。

Ⅲ 基本方針及びキーワード

方針1 「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進

限りある行政資源を有効的に活用し、市民に必要な行政サービスを的確に提供していくためには、政策の「選択」と経営資源の「集中」の理念に基づき、必要とされる行政サービスを提供していくことが重要です。

事務事業の再編・整理に当たっては行政評価システムを活用し、事業の必要性を検証し、事業の実施方法、実施体制を大胆に見直すなど、工夫しながら進めます。

方針2 地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革

これまで、簡素で効率的な組織の編成を目指し、町村合併により膨らんだ人員と組織の縮小に努めてきたところですが、今後も引き続き、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に機敏に対応できる効率的な組織の編成を目指します。また、職員一人ひとりが自らの役割と使命を十分認識し、市民に信頼されるよう意識改革を進めるとともに、地方分権時代に要求される、職員の資質向上を図っていきます。

方針3 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働

市民の力を活かすことで対応可能な公共サービスの提供を、広く市民と行政が協力して公共の仕事を担うという協働の理念で取り組むことも必要となっています。 市の諸課題に自主的かつ総合的に取り組み、市民ニーズにこたえていくために、 市民と市がパートナーとして連携し、協働による行政を推進します。

方針4 質の高い市民サービスの提供

市は、多様化する市民ニーズを的確に把握し、それにこたえたサービスを提供す

る責務があるため、常に、市民の視点に立ち、より良いサービスを求め、市民にとって真に必要な質の高いサービスを提供します。

N 行政改革大綱の推進項目

方針1 「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進

(1) 事務事業の効率化

事務事業については、これまでも予算編成等を通じて、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しているかなど、行政効率・効果等について、点検・見直しを行ってきております。さらに、平成 20 年度から導入しました行政評価 (*4) により、計画→実施→評価→見直しのPDCAサイクル (*5) に基づく、より効率的、効果的な事業の実施に努めます。

推進項目

- ① 事務事業の見直しと施策の重点化
- ② 事務事業の簡素化・効率化 (継続)
- ③ 公共事業の経済性・効率性の確保

(2) 財政運営の改善・効率化

自治体財政をより広い範囲で健全化・再生する基本的な性格を持つ「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が平成21年4月から施行され、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率からなる4つの健全化判断比率(*6)について、毎年、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に公表することが義務付けられました。

健全財政を確保していくため、これらの財政指標をもとに計画的な財政運営を図るとともに、公会計制度改革(*7)に伴う新しい財務関連情報や指標等を基に、中期的な財政見通しの下で行政評価、成果重視、施策の優先度などを予算編成に反映し、限られた財源の中で多様化する行政需要に対応するため、事務事業の「選択と集中」による質の高い市民本位の財政運営に努めます。

推進項目

- ① 持続可能な財政構造の構築
- ② 市有財産の有効活用・売却
- ③ 地方公営企業及び特別会計の健全化

(3) 公共施設の効率的な設置・運営

公共施設については、利用者のニーズや利用状況を的確に把握し、広域的な利用

や需要の多い用途への転用、施設の改修など、できる限り既存施設の有効活用を図ります。

また、社会変化などにより市民ニーズが薄れた施設や老朽化の著しい施設のほか、 用途・機能の類似する施設については、休廃止を含め、その必要性、指定管理者制度 (*8) の導入を含めた管理運営のあり方、コスト面や市民の意見など多角的に検討した上で整理統合を進め、新設や建替えをする場合についても、効率的・効果的な施設の設置に努めます。

推進項目

- ① 公共施設の有効活用
- ② 公共施設のあり方についての検討(継続)

方針2 地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革

(1) 住民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

急激な社会経済環境の変化や本格的な地方分権を迎える中、時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構を構築するとともに、市民本位の政策展開ができるよう政策、施策、事務事業の各段階における評価をPDCAサイクルに基づいて検証を行い、不断に組織の再編、見直しを行います。

また、定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら、長期的な視点に立った定員適正化計画を策定し、サービスを効果的に提供することを前提に取り組みます。

推進項目

- ① 効率的な組織・機構の構築
- ② 定員管理の適正化

(2) 人材育成と効果的な人事システムの構築

地方分権の進展に伴い、新たな行政課題に対応しうる人材の確保、育成が必要となっています。職員一人ひとりが、市民サービスの提供者として、また、地域づくりの担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で地域の実情に合った主体的な行政を推進できるよう、職員の意識改革を進めます。また、行政改革の実施にあたっては、常に、職務に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組み、市民の期待と要望に応えていこうとする職場環境・風土を醸成していきます。

また、職員の士気の高揚と、組織の活性化に資するため、任用、評価、給与等、人事管理の諸制度を再構築し、努力した者が報われる真に公平な人事管理制度への転換が求められており、引き続き、今後の公務員制度改革の動きを注視し、能力や業務実績をより重視する給与体系へ、国・県・他市・民間との均衡に配慮しながら必要な見直しを行います。

推進項目

- ① 人材育成と人材の活用
- ② 人事評価 (*9) の適正化と人事上の処遇への適正な反映

方針3 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働

(1) 協働のまちづくりの推進(継続)

地方分権時代においては、市民と行政との協働関係が一段と重視されることから、 それぞれが信頼関係の下に役割分担をしながら、「自助・共助・公助」の理念が共 有できるよう意識啓発や協働事業の推進に努めるとともに、まちづくりのパートナ ーとなる団体等の育成・支援を行います。

推進項目

- ① 公共的サービスの提供を行う活動主体への支援(継続)
- ② 活動主体との連携・協力

方針 4 質の高い市民サービスの提供

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

市役所における各種手続きにおいて、市民の視点に立ったわかりやすく利用しやすい行政サービスを提供するため、わかりやすさ、便利さ、速さを重視した簡素で効率的な事務処理をさらに推進し、丁寧な対応や市役所の施設の改善を図り、市民満足度の向上に努めます。

推進項目

- ① 市民の利便性の向上
- ② 窓口サービスの向上
- ③ 行政情報の積極的な発信

(2) 行政運営機能の向上

高度情報化社会の進展に対応し、情報通信システムの安全性や信頼性の確保に十分配慮しながら、市民のライフスタイルに応じた質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

本市においても全域で光回線が整備されたことにより、インターネットなどを利用した各種サービスの展開が見込まれます。事務の効率化を図るため、行政内部事務に係るICT(*10)の活用による業務改革を進め、市民に便利な行政システムとなるよう電子サービスの充実を図ります。

推進項目

- ① 電子サービスの推進
- ② 公正の確保と透明性の向上

【 用語説明 】

*1 地方分権

地方公共団体が、独自の判断で行政を推進することができるように、国から地方に行政権限や事務権限、財源を移すこと。平成 12 年の地方分権一括法施行により、国と地方公共団体の役割分担や国の関与のあり方について見直しが行われている。

*2 説明責任

社会の了解や合意を取りつけるために業務や研究活動の内容について対外的に説明する責任のこと。行政機関や企業の倫理として浮上。

*3 (市民との)協働

市民と行政が目的を共有し、また対等な立場でお互いを理解・協力し合ってそれぞれ役割を認識しながら共に取り組むこと。

*4 行政評価

より効果的・効率的で市民に分かりやすい市政の経営を目指すために、実施した施策や事業が市民にとって有益となっているか、予定したとおりの成果があがっているか等の視点から、客観的に評価・検証を行うもの。

*5 PDCAサイクル

Plan (立案・計画)、Do (実施)、Check (検証・評価)、Action (改善・見直し)の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、更にそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

* 6 健全化判断比率

財政運営の状況を客観的に表し、他団体との比較、財政健全化や再生の必要性を判断する4つの指標。

- ①実質赤字比率 (一般会計等に占める赤字割合の比率)
 - 一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 *標準財政規模とは、自治体の標準的な収入(一般財源)の規模
- ②連結実質赤字比率(全会計に占める赤字割合の比率) 全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ③実質公債費比率 (標準収入に対する借金返済額の割合の比率) 一般会計等 (普通会計) が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④将来負担比率(地方債残高と土地開発公社や第3セクターを含めた負債割合の比率) 地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準 財政規模に対する比率

* 7公会計制度改革

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿 記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのことで、貸借対照表、行政コスト計算書、 資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を連結ベースで整備することが求められている。

*8 指定管理者制度

市の出資法人や公共性のある団体等に限定されていた公の施設管理を、民間事業者その他の法人や団体にも包括的に委任する制度。従来の管理委託と違い、自治体の代行として施設の使用許可権限等を含めた管理を行う。

*9 人事評価

一定のルールや基準をもって仕事上の行動や結果を評価する仕組み

★10 I C T = Information and Communication Technology

情報通信技術。ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。